更田豊志委員長による もんじゅの地元関係者(西川福井県知事)との 意見交換会

更田豊志委員長による

高速増殖原型炉もんじゅの地元関係者(西川福井県知事)との意見交換 議事録

1. 日時

平成30年6月18日(月)10:30~11:10

2. 場所

原子力規制庁 5 階記者会見室

3. 出席者

原子力規制委員会

更田 豊志 原子力規制委員会委員長

地元関係者

西川 一誠 福井県知事

4. 議事録

○更田委員長 それでは定刻になりましたので、これより高速増殖原型炉もんじゅについての意見交換を開始いたします。

規制委員会では6月後半に、もんじゅの視察並びに地元の関係者の方々との意見交換を 予定しておりますけども、その過程におきまして、福井県より、日程の御都合もあり、西 川福井県知事と、それから渕上敦賀市長との、別途東京において意見交換を実施したい旨 の御提案をいただきまして、今回の場を持つことができました。

もんじゅにつきましては、本年3月28日に廃止措置計画を認可したところであります。 また、日本原子力研究開発機構によると7月下旬には燃料取り出しが行われるとのこと ですので、これらの点を含めまして、意見交換をさせていただければと思います。

本日は西川知事においでいただいておりますので、それでは西川知事から御意見をいた だきたいと思います。

○西川知事 今日は、更田委員長には面談の時間を設けていただいたところでありまして、 感謝を申し上げます。 今回は、もんじゅの廃止措置、また安全規制全般に関し、日ごろ、立地自治体として感じていること、あるいは思っていることを申し上げたいと思います。

今日は、大阪で地震が早朝にございまして、渕上敦賀市長も御一緒に、委員長にお話をするという予定でありましたが、静岡付近で新幹線が停車しておりますので、私のほうから、まず福井県のこと、また渕上市長が今日お話しする予定であったことの要点だけ申し上げ、またペーパー等も御覧いただくことになると思いますが、また渕上市長には別途、いろんな機会にお話をお聞き取り願いたいと、こんなふうに思っております。

今日は、私から、まず5点を申し上げます。

まず、もんじゅの監視体制の強化についてであります。

規制委員会においては、これまでもたびたび原子力機構に対し、もんじゅの保守管理の 不備を指摘してこられているところであります。

先月に至りましても、保安検査で、機器の保全計画の策定が遅れていることが明らかに なっております。

そして、この7月から、原子力機構では、これまでほとんど未経験の燃料取り出し作業 に入るわけであります。

規制委員会の指摘を受けるたびに、県民としては、当事者である原子力機構がもんじゅの廃止措置を安全に実行できるのか不安に感じるわけであります。

規制委員会におかれましては、昨年1月に、我々といろんな議論をしながら、廃止措置 安全監視チームを設けておられますが、現在チーム員が12名おられますが、現地におられ るのは1名だけでありまして、燃料取り出し作業を始める機会に、チーム員を敦賀に移し て現地の監視体制を強化していただきたいと思います。

また、何といっても原子力機構の所管官庁である文部科学省とも、十分な意見交換を行っていただき、政府全体としての現場の安全確保に万全を期していただきたい。

これが、まず、もんじゅに関係するものであります。

次に二つ目でありますが、現場主義の徹底ということであります。

現在、規制庁の職員は1,000人の職員がおられると思いますが、現地で発電所を監視する職員は約150人となっており、職員の皆さんは東京に集中しているというのが実態かと思います。

規制委員会の組織理念には次のようなこと、つまり、現場を重視する姿勢を貫き、真に 実効ある規制を追及するという組織理念でありますが、どうしても現場から離れた東京で の書類審査が中心となりがちであります。

例えば、アメリカの規制当局は約4分の1が地方局です。それから、フランスの規制当局は半数近くが地方の部局に配属されており、これらの国と比較いたしましても、我が日本の場合は、本庁といいますか、東京での職員配置が際立っています。

事故やトラブルが起きるのは現場でありまして、それを未然に防ぐためにも、日ごろから現場の様子や実態を把握願うことが重要であります。そして事業者を厳しく監視していただく必要があると思うわけであります。

現在、福井県では、運転中の原子力発電所が高浜・大飯で4基、それから、40年を超える運転の工事が進められている発電所が高浜1・2号機、美浜の3基、廃炉となったものが7基の発電所があります。

このように運転の管理、安全対策工事、廃止措置等が同時進行でありまして、こうした ことは国内では唯一我が福井県だけであります。東京から大幅に人員を異動していただき、 全国の現地事務所を統括する拠点を設けるべきであると考えておりますので、よろしくお 願いします。

3点目は、安全性に関する国民へのメッセージであります。

組織理念の中で、規制委員会は二度と福島のような事故を起こさせないために設置されたと書かれています。

この理念に基づき新規制基準を策定し、再稼働を認可されておられるわけであります。

一方で、新規制基準への合致ということについては、「必ずしも原子力発電所の100%の安全を保障するものではない」というような発言もなされているわけですが、これは一体どういう意味なのかということについて、国民はいまだ十分に理解されていないところがあると思います。

福島事故の原因でありますが、これは東京電力、あるいは政府の、長年のいろんなシステム、あるいはハード、ソフトの油断、また、その災害の際の不注意等がいろいろあった と思うのであります。

一方、同じく東北電力の女川発電所は、津波の影響を考えて高い敷地に設置したことから、津波の影響を受けていないという歴史的事実があるわけでありまして、このことから、 万が一の災害や事故への心構えや、事前の対策がいかに大事かということを、福島の、あるいは東北の震災津波は教えていると思います。

規制委員会におかれては、再稼働の許可を出しておられるわけでありますので、こうし

た歴史的な災害的な事実を踏まえ、発電所の安全がいかに、どう高められるか、高められると何が違うのか、こういうようなことのメッセージを国民によりクリアに発信していただくことが、今、現に稼働している、また、これからさまざまな方法で稼働が始まるような原子力発電所への信頼とか、安全への理解が深まるのではないかと、このように思うものであります。

次に、4点目になります。

時間的な既成観念と経済的視点の問題であります。

規制委員会のこれまでの審査を見ますと、どうも時間的観念が乏しいと感じることがよ くあります。

遅滞なく審査すべき案件、慎重に行うべきもの、優劣はさまざまにあると思いますが、 具体的な判断基準を事前に示し、一定のスケジュール、あるいは目標を明示して、その中 で規制あるいは指示、指導を行うことが重要かと思います。

審査が、目途が立つことなく滞っている状況になりますと、地元は中途半端な状態に置かれ、日々これを身の回りで感じるわけでありまして、経済対策、雇用対策など、次の対応がとれず大いに迷惑をしているのが実態かと思います。

敦賀市長は今日お見えになっておりませんが、もっとさらに我々以上に感じていることを、よくおっしゃるわけであります。

審査は、手順や論点を明確にし、時間的観念を持って進めるべきだと考えるものであります。

規制委員会は、原子力事業のための規制であることを常に念頭に置いていただいて、こうした観点も考慮すべきだと思います。

福井県に設けております専門機関であります県原子力安全専門委員会の先生方の意見でも、「設備の追加を求め過ぎた結果、システムが複雑になったり、かえってトラブルを引き起こす要因になっていないかも考える必要がある」などとの指摘もあるわけであります。

規制委員会は、安全対策を重視しながら、コスト、リスク低減の効果について事業者と 十分納得のいく議論をし、本当に有効な対策を進めるべきと考えます。

それから、5点目であります。

最近、原子力発電所の関わり方について、敦賀や福井、また大飯や高浜、美浜、いろいろございますが、福井の場合は、立地自治体といわゆるUPZ、30km圏域周辺の自治体を同類に扱うような考え方が見られますが、これは、原子力発電所、また、さまざまな規制あ

るいは地域の実態を捉えておらず、上辺の議論であると、このように思っております。

福島のような大量の放射性物質が放出される事故も一方でありますが、この場合には、30km圏内の全てに関係するという議論になったわけでありますが、通常の発電所で起きるトラブルや事故の際には、立地自治体のみがさまざまな危険に直面し、長期にわたる風評被害などを全て、これまで引き受けてきたわけであります。

そうした中で、原子力発電所の安全、また消費地の産業や生活の確保というのが図られたというのが、これまでの40年あるいは50年の歴史ではなかったかと思うわけであります。 いろんなレベルや種類の違うものを一緒に議論するのは、そういう局面もあってもいいかもしれませんが、全てをそういう議論で行うのは間違っておりますし、実態をわかって

福井県はこれまで独自の組織・人員体制をつくり、これまで40年以上にわたり昼夜を問わず監視し、今日も関西で地震がありましたが、職員はそれぞれの原子力発電所に出向き、状況を把握しているというのが実態であります。

さまざまな苦労と努力を重ね、専門性を高めながら、安全を厳しく監視してきたわけで あります。

発電所におけるささいな事象、また、今回のいろんなようなことでも、専門の職員が現地に足を運び、事実を確認し、トラブルがあれば自ら公表しているわけでありまして、こうした立地地域の努力が、周辺自治体、また日本全体の原子力発電所の安全、あるいは信頼につながっていると思います。

規制委員会におかれましても、立地自治体と、例えば30km圏内の周辺自治体とでは、原子力の安全確保に対する経験、取組、また、さまざまな意味が違うということを、ぜひとも理解していただくことが必要かと思います。

最後に、その他について申し上げます。

いない人たちのやることだと、私は思います。

原子力を支える人材の育成であります。

原子力発電の運転、廃炉、さらには規制を行っていくためにも、教育・研究のインフラを整備し、人材育成が大事であります。

福井県では、もんじゅの廃炉に伴い、エネルギー研究開発拠点化計画を見直すことにしており、国においても、もんじゅのサイトを活用した新たな試験研究炉を整理する方針をしております。

敦賀エリアを原子力研究や人材育成の拠点にしたいと考えており、規制行政の立場から

も、こうした計画に連携が必要かと思います。

今回の、間もなく閣議決定があると思いますが、エネルギー基本計画では、「安全性、 経済性、機動性に優れた炉の追及」との記載もあり、関西電力におかれても「新たな安全 炉についてメーカーとともに研究・検討を行う」と述べております。

そうしたことを考えますと、規制委員会としては常に世界最高水準の安全を目指し、最近の知見に学ぶという立場かと思いますので、国内外の最近の安全炉に対する先端的な研究や、規制の動向を把握し、新たな原子炉を求める安全対策の検討、これは事業者がいろいる考えておられるようでありますが、そうしたものをさらに総括する形で、広くいろんな研究や検討をしていただくことが、その立場として必要だと思いますので、お願いしたいと思います。

更田委員長におかれては、今月中にもんじゅの現場も視察されるということでありますが、今後とも積極的に地域に足を運んでいただき、地元の声をしっかり聞いていただくとともに、規制委員会の安全確保に関する考え方について、わかりやすく情報を提供していただきたいと思います。

なお、渕上敦賀市長からも要請をいただいておりますが、項目だけ申し上げます。

もんじゅの安全性について、住民は原子力機構に対する不安を抱いていることも十分認識し、すぐ近くで、もんじゅと向き合っている市民の思いに配慮し、慎重な発言や丁寧な説明、そういうさまざまなことについて規制委員会としても対応していただきたいということ。

それから、もんじゅの廃止措置に対する原子力機構の評価につきまして、勧告では資格や能力がないと言われた機構が、なぜ廃止措置は進めていいのか、安全に進めることができるかについて、納得のいく説明をいただいていない。原子力機構に廃止措置を任せても大丈夫なのか、委員会としての報告を願いたい。

それから、もんじゅの現場での監視体制について、どのような人員方法で現場の監視・ 指導を行うのか。当然、体制を強化するものと考えるが、説明願いたい。

それから、さまざまな原子力に関する訴訟というのが行われますが、規制委員会が時間をかけて審査したものが一裁判所の短時間の審議で覆されたり、規制委員会でせっかく審査されたのが無駄になってしまっており、地元住民も不安である。

認可を行った立場として静観をしてはならないと考えており、訴訟に対する認識について伺う。

それから、規制委員会の規制のあり方について、審査にも時間を要しているのではない か。事業者に考えさせる時間を費やすことは、安全の取組が遅れることになる。

見通しも立てられないまま停止していることで国としての経済損失につながる等々、こうした問題の受け止め。

それから、意見交換の意義について、ただ聞いただけで終わるのではないかといろいろ 懸念がある。地元や周辺との意見交換を行うには、どのように考えておられるのか。

そして、市の考えとして面談を希望した際に、公開の場で対応していただけるのか等々、 今後の意見交換のあり方について規制委員会の考えをお伺いするということで、要点だけ 申し上げましたが、またいずれ渕上市長に対しても、いろんな御意見を聞く機会を持って いただくということを、私としても期待いたすものであります。

以上申し上げました。よろしくお願いします。

○更田委員長 ありがとうございました。

今、知事からいただいた5点、それからその他とありましたけども、今伺った限りにおいて、少しお答えさせていただきたいと思います。

もんじゅの廃止措置に対する監視体制の強化ですけれども、もとより、もんじゅにつきましては、通常の原子力発電所の廃止措置とは異なって、まだ炉心に燃料がある状態で廃止措置計画を認可したという特殊性があります。

これは、炉心からの燃料の取り出しを待って廃止措置計画を認可するよりも、このほうがきちんと監視ができる、またリスクの観点からも好ましいという観点から、異例ではありますけども、炉心に燃料がある状態で廃止措置計画を認可しました。

また、もとより、もんじゅはナトリウム冷却炉であるという特殊性がありますので、これはきちんと監視していかなければいけない。

そのために、これも他の原子力発電所の廃止措置においてはないことですけれども、特に監視チームを設けて廃止措置計画等々についても、その詳細の把握に努め、また、事業者である日本原子力研究開発機構との間で、技術的な細部に至るまで議論を続けているところであります。これは、もとよりきちんと監視し、廃止措置計画が安全に進められるように。

また、渕上市長からのお話にもありましたけれども、いたずらに急がせることにはメリットはありませんけれども、一方で、いつまでもだらだらというのは逆にトラブルのもとになりますので、これは、示された計画がきちんと守られて、適正なスピードで廃止措置

計画が進められることが重要であろうと思っております。

二つ目の現場主義の徹底ですが、安全はあくまで現場でのことですので、安全も危険も全て現場でのことですので、現場を重視するというのは、その理念としてまことにごもっともなことだと思っております。

一方で、地方の強化が中央の弱体化につながらないようにという視点もあります。

現在、原子力規制委員会、原子力規制庁は、中央は中央で多くの判断、許認可などを抱えている状況にあります。

審査に時間がかかり過ぎるというお話もありましたけれども、地方の強化は中央の強化 とともに進めなければならない。さらに言えば、人の数だけでどうにもならない問題も抱 えています。

実際としては、優秀な人材、経験を持った人材の確保というのは、福島第一原子力発電 所事故を受けて、産業界のみならず規制当局にとっても人材の確保というのは非常に重要 な課題になっています。これは、その他でおっしゃった人材育成の問題とも関連してまい ります。

三つ目は、二度と東京電力福島第一原子力発電所のような事故を起こさない。

これは、この決意・決心のもとに、原子力規制委員会が設置されました。発足当時から、 これは現在でも申し上げていることですけども、いわゆる新規制基準への適合は100%の 安全を保障するものではない。

これは、原子力規制委員会の設置の理念にも関わるもので、私たちは安全神話の復活を決して許さないという強い決意のもとに設置をされた組織です。

「100%の安全」という言葉は、安全性向上の努力に対する強い意志を削いでしまうものであり、常にリスクは残るのだということをきちんと認識するということが、規制当局にとっても、事業者にとっても、また、これは住民の方々にとっても必要なことであろうというふうに思っております。

それから、審査に対して時間がかかる。

四つ目ですが、経済的な因子も考慮にということですけれども、もとより東京電力福島 第一原子力発電所事故のような原子力災害を二度と起こさないという決意、これは事前対 策が重要であるということは、知事のお話の中にもありましたけども、事前対策が重要で あるからこそ審査に万全を尽くすということ、妥協しないということが極めて重要だと思 っています。 審査のプロセスは、規制側が一方的に対策の具体的な姿を示して、それを事業者に従わせるという形をとるものでは、決してありません。安全は現場のことであるからこそ、事業者が自ら考え、自ら納得し、自ら理解して安全対策を進める必要があります。

このため、審査のプロセスというのは、事業者との間の議論を通じて共通理解を醸成した上で、その審査の結果に至るものです。

これは、繰り返し、規制委員会発足以来申し上げていることですけれども、事業者を子ども扱いするのではなくて、きちんとした関係において規制を進めていく必要がある。

自ら、自らの施設の安全について考えられる事業者、自らの施設について自分の言葉で 語れる事業者であることが、これは決定的に必要で、規制当局の言われたとおりにやる事 業者というのは原子力の安全にとって極めて危険であると考えています。

したがって、審査のプロセスは妥協をせずに徹底的な議論を行うようにというふうに規制庁職員に求めています。また規制委員会の5名はそれを心がけています。

東京電力福島第一原子力発電所は、シビアアクシデント、炉心溶融に至るような事故を 現実のこととして考えてこなかった原子力界全体のツケが回ったものだと思っています。 安全を重視し、厳正な審査であることを第一に置いて進める、そのためには、どうしても 事業者、それから規制当局双方に、多くの時間を費やせざるを得ないものであるというこ とは御理解いただきたいというふうに思います。

5番目、立地自治体と周辺自治体との関係ですけども、さまざまな視点があろうと思いますが、一つ、防災を例にとって申し上げると、原子力規制委員会は決して、いわゆる PAZ圏内とUPZ圏内を同列に扱うというような考えは持っておりません。

災害において最も重要なのは、しっかり守るべき人を守るということが重要であって、 当然、原子力施設に対して物理的な距離が近い圏内というのは、それだけリスクの高い状態に置かれますので、当然のことながら、いたずらに広い範囲に関して防護措置、防護対策を打つのではなくて、まず、本来そのときに守られるべき人を優先して守るというのが防災上非常に重要な考え方だと思っています。

最後に、その他という形で人材育成のお話をいただきましたけれども、これも大変重要で、かつ、今後の我が国の原子力安全にとって、非常に大きな因子の一つであろうと思いますし、特に試験研究炉について言及がありましたけれども、国内の試験研究炉だけではなく、日本も長年にわたって盛んに利用してきた海外の研究炉も、現在、資金上の理由等によって危機に瀕しているという状態で、試験研究炉を用いた教育であるとか研究である

とかの機会というのは、これは地球規模で機会が失われつつあります。

こういった意味で、今後、規制を行うだけではなくて、原子力という技術にとって試験研究炉の整備であるとか、それから人材育成の体制というのは、大変重要であると思っています。

一方で、これも原子力規制委員会設置のときの理念でありますけども、東京電力福島第 一原子力発電所事故を招いたような推進と規制との慣れ合いは、決してあってはならない と重く考えております。この慣れ合いを戒めるという気持ちをしっかり持った上で、その 上で全体としての人材育成に関しては、私たちも意見を述べ、また意見を伺い、一定のル ールのもとで関わっていくことが重要であろうというふうに思っております。

渕上市長から項目だけいただいたことについてですけども、もんじゅ、JAEAへの不安があることは承知をしております。

運転を前提としたときに、その技術能力に関して、私たちは疑問を持って勧告に結びついたわけですけども、廃止措置に関して言えば、今特段の追加措置が必要なような状況にはなく、長年のもんじゅの、当然の経験、もちろん失敗も幾つもあったわけですけども、しっかり日本原子力研究開発機構に取り組んでもらいたいというふうに考えています。

訴訟については、これは行政、司法、それぞれの役割があろうと思いますけれども、訴訟において技術的内容等に関して、例えば明らかな事実誤認等がある場合には、きちんと 私たちも情報を発信する義務は持っているだろうというふうに思っています。

繰り返しになりますけれども、事業者をきちんと大人扱いして、自分で考えられる事業 者であるという形での規制というのは、非常に重要であるというふうに考えております。

御意見を伺ったばかりですので、簡単ですけれども。

○西川知事 いろいろとお答えいただきまして、ありがとうございます。

特に現場主義については、国際的ないろんな比較をしても、やはりバランスが悪いと思います。実態と遠いと、どうしても経験も浅くなると思いますし、書類にとらわれたり、あるいは時間がかかるというような問題がありますので、ぜひそうしたバランスをお考えいただきたいと思います。

それから、いろんなリスクの問題ですが、抽象的に100%ではないとか、神話はないというような、そういうことはそれにしても、どんなリスクなのかとか、そのリスクをどう防止しようとしているのか、そういう具体の話がなければ、そういうものを積み重ねなければ、国民のこういう問題に対する理解というのは深まらないと思いますので、そうした

点の御努力をお願いしたいと思います。

それから、事業者とかプラントメーカーは、非常によく知識があるわけでして、そうした人たちとの十分な意見交換というのを官庁としておやりになることがさらに重要かなと、 そんなふうに思います。

それから、いろんな周辺とか立地の関係です。

これは原子力プラントの安全そのものをいかに確保するか、これは規制委員会の大きなお仕事です。そういうレベルと、何かあったときの制圧をどうするかというような、そういうレベル。そして避難、その他があるわけでありまして、そういうものを分けていただいて、立地あるいは周辺、そうした課題にお取組いただくことが重要かというふうに思っております。

敦賀市長のお話は、我々と共通する部分が多いですが、より敦賀市は切実な問題意識というのを持っておられますので、そうしたことに対するお答えをいただいて、より安心できるような規制委員会としての対応をお願いしたいと、このように思います。

○更田委員長 先ほどいただいたお話と、また少しお答えするほうが重なってしまうかも しれませんけれども、審査というプロセスは、どうしても現場をよく知る者に対して、現 場から距離を持った者が口を出すという形になる部分という、これは日本だけではないで すけども、どこの国でも、規制というのは、本質的にそういった性質を持っています。

一方で、規制の役割は経済的な推進の利害にとらわれずに、安全についてのみ集中して 指摘をしていくというところに、規制の役割があるであろうというふうに考えています。

もとより、現場をよりよく知ろうとする努力というのは規制委員会にとっても大変重要ですので、今後とも努力を続けていきたいというふうに思います。

それから、先ほど、県の技術委員会での御指摘で、増設・追設について、設備について のお話がありました。

これは先日、私も日本原子力安全推進協議会の会合の御挨拶で申し上げたことなんですけれども、新規制基準の求めている安全対策というのは、非常に多くの設備の追設・増設に、結果として結びついています。

この追設・増設というのは、これは技術的詳細に入りますけども、リスク論で言えば、 もともとあったシステムの信頼性だけを考えると、もとのあったシステムの信頼性を低下 させる形になります。

というのは、配管等に関しては、分岐であるとか、それからバルブ、ベントが増えます

ので、さらに言えば知事御指摘のように人的過誤、要するにヒューマン・エラーの可能性 まで考えると、もとあったシステムの単体だけを考えたときの信頼性というものに関して は、必ずしもよい影響だけではないというのが事実です。

一方で、多重化すること、ないしは多様化することによって、全体のリスクが低下する という判断があるからこそ、新規制基準は機器の増設や追設に結びつく安全対策を要求し ています。

今申し上げたように、リスク論の詳細等まで入らないと、なかなか確率抜きで安全を語るということが、どうしても難しい。非常に大きな規模のような原子力災害であっても、これはリスク論の立場に立てば非常に発生確率は低いものの、ゼロになっているわけではないという話し方を私たちはします。

これが、さまざまな印象を与えてしまうのであろうということは容易に想像できるところではありますけれども、私たちは、原則である安全神話の復活を許さないという強い決意のもとで、その上でなおどのような対策がとられ、どのような現状が生まれているのかということについては、これからも発信していきたいというふうに考えております。

敦賀市長は今日、今朝の地震の影響で直接お目にかかることはできませんでしたけれども、もとより立地地点において、さまざまな御懸念や、日々対応に当たっておられることは承知しておりますので、今後とも、時間の許す限りにおいて、なかなか現場といいますか、地元の知事さん、それから市町村の首長さん等の意見を伺う機会、これは昨年から今年にかけて新しい取組として進めようとしておりますけれども、調整であるとか、さまざまな御意見があるところで、なかなかこれまで機会が持てないでおりましたけども、佐賀県での第1回に続いて、今回こういった形で御意見を伺えることは、大変ありがたく思っております。

もう予定の時間を過ぎてしまいましたけども、よろしいでしょうか。

○西川知事 そうですね、いずれにしても現場主義、いろんな意味で、よりまた再考を願いたいと思います。

我々も安全神話には一度も立ったことありませんし、福島の事故でも女川発電所は安全神話に立っていなかったんだと思いますから、いろいろなものを区分けして、安全の議論をしていただければと、このように思っております。よろしくお願いします。

今日はありがとうございました。

○更田委員長 本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、ありがとうございまし

た。

- ○西川知事 また、引き続き、いろんな機会にお話ができるようにお願いしたいと思います。
- ○更田委員長 ありがとうございます。以上をもちまして、意見交換を終了いたします。本日はありがとうございました。
- ○西川知事 ありがとうございました。